○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町海澤字花さくら一二一六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町三方町字下ノ谷四二三の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ谷四二三の七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県三田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波篠山市遠方字石ン堂三九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町深野字三谷三九八、三九九、四〇〇の二、四〇五の一、五一七の一〇、五一七の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷三九八・三九九・四〇〇の二・四〇五の一・五一七の一〇・五一七の一三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町畑田四九一、四九二、八一四、九九五、九九七から九九九まで、一〇〇一、一〇〇一の一から一〇〇一の四まで、一〇〇一の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二五三、二七四四の二、二七五〇、二七六四の一、二七七〇、二七七一、三四三八の一、三四四〇、三四四七、三四四九の一、三四七五の三、三四七九、三四八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備